

申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成
 なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出（事業計画書転記部分）

事業名	国外活動の有無	不動産購入の有無
都市と地域をつなぐ人材循環による地域活性化モデル	－	なし

事業名（formbridge入力用）

事業の種類（formbridge入力用）

事業の種類1	事業の種類2	事業の種類3	事業の種類4
②ソーシャルビジネス形成支援事業	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>

支援内容分野1	支援内容分野2	支援内容分野3	支援内容分野4
<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>

支援の分野_文字列表示

支援対象区分

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	都市と地域をつなぐ人材循環による地域活性化モデル		
	事業名(副)	こうばの人事部		
	団体名	人が循環し、心がつながるー「働く」「暮らす」「育てる」が一体となった地域づくり	コンソーシアムの有無	なし
実行団体	事業名			
	事業名(副)			
	団体名			
事業の種類1				
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input type="checkbox"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
<input type="checkbox"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥ 女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
<input type="checkbox"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="checkbox"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_8.働きがいも経済成長も	8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	「こうばの人事部」は、若者が地域のこうばで働く機会を創出し、就職・定着・キャリア形成を支援します。TOKYO BASEでの出会いから地方での定着まで一貫して伴走し、持続可能な雇用を生み出します。
_4.質の高い教育をみんなに	4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	高校・大学との連携授業や出張ワークショップを通して、学生が地域産業や職業の魅力を体験的に学ぶ場を提供。実践的なキャリア教育により、働く力と自信を育みます。
_9.産業と技術革新の基盤をつくろう	9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。	中小こうばの連携により、採用・発信・技術継承をチームで行う仕組みを構築。小規模事業者でも人材確保と発信が可能となり、地域産業の競争力と持続性を高めます。

_11.住み続けられるまちづくりを	11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	東京と地方をつなぐ人材循環の仕組みを構築し、若者が地方で働き暮らす流れを創出。地域コミュニティや自治体と連携して、住み続けられるまちを実現します。
_17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ ささまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	行政・大学・企業・商工会など多様な主体が連携し、「地域の人事部」として共創。民間主導でありながら公共性を持つ、持続可能な人材育成モデルを確立します。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的 地域の中小製造業が“人事部を持ち寄る”という発想のもと、採用・育成・定着を地域全体で支える仕組みをつくることを目的とする。若者が工場と出会い、働く人の魅力や技術の価値を実感できる場を広げ、地元で働く人を増やし、地域経済を活性化する。こうばの成長が地域の誇りや文化を次世代へつなぐ力となる。行政・大学・商工団体・企業が連携し、地域を一つのチームとして人を育て、ものづくりを軸に持続的な地域づくりを目指す	200/200字
(2)団体の概要・活動・業務 地域企業・行政・大学・市民をつなぐ中間支援組織として、若者と町工場の新しい出会いを創出。経営者と学生が語り合う「就活BAR」、大学構内での「出張ワークショップ」、若手社員をつなぐ「地域同期会」など。これらを通じて、ものづくりの魅力を伝え、地域企業への関心を高めている。また、企業の人材育成や広報支援、行政・大学との共同プログラムを通じ、こうばを核とした地域の雇用と産業の活性化を進めている。	195/200字

II.事業概要

					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/3/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	全国	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められません。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	①若手人材・移住希望者（若者・第二新卒層など） 地方で働きたい、または地域に移住して新しいキャリアを築きたいと考える若者 ②地域中小企業（主に製造業） 採用・育成・定着に課題を抱える中小企業を対象に、魅力発信・採用力強化・育成支援を行う。 ③若手社員（地域企業に勤務する人材） 地域企業で働く若手社員				(人数)	①想定人数：各地域10名 × 5地域 = 計50名 ② 想定数：各地域10社 × 5地域 = 計50社 ③ 想定人数：各地域10社 × 2名 = 20名 / 各地域10社 × 1社4名 × 5地域 × = 計200名		
最終受益者	■中間受益者 実行団体（地域中間支援組織） 地域に根ざし、企業と人材をつなぐ役割を担う団体。 ■最終受益者 ①社会課題の解決によって、最終的に恩恵を受ける地域社会 ②安定した雇用と地域とのつながりで家庭を築ける基盤を得る若者およびその家族				(人数)	■中間受益者 ①想定数：5団体 ■最終受益者 ②想定人口：各地域平均50,000人、5地域合計で約250,000人規模（波及効果を含む） ②想定人数：若手社員200名 + 移住者50名 = 計250名 (家族を含め約800名規模)		

事業概要	<p>日本の中小こうばは、地域経済と日本のものづくりを支える重要な存在でありながら、人手不足と技術継承の危機に直面している。一方、都市部の若者の多くは「地方で働きたい」「地域に関わりたい」と考えているが、情報格差やマッチング機会の不足により、その思いが就職や移住に結びついていない。</p> <p>本事業は、株式会社タカヨシジャパンを資金分配団体として、都市と地方をつなぐ“循環型人材支援モデル”を構築するものである。タカヨシジャパンはTOKYO BASEを運営し、全国の実行団体（LOCAL BASE）を統括する。TOKYO BASEでは、地方就職フェア、体験イベントを通じて若者と地方企業の出会いを創出。LOCAL BASEでは、地域同期会やおせかいコミュニティ、学校連携、企業向け育成プログラムを実施し、就職後の定着と育成を支援する。</p> <p>さらに、移住者が地域に溶け込み、住みよい環境の中で“第二の故郷”を築けるよう支援することで、地域とのつながりを深め、離職や転出を防ぐ仕組みを整える。こうばの魅力を発信し、若者が地域で誇りをもって働く風土を醸成する。</p> <p>初期3年間で全国統括・評価・広報の基盤を整備。助成終了後は自治体・商工団体・大学との協働を通じて持続可能な自治モデルを確立する。本事業の最終目標は、若者が地域で活躍し、技術と想いが次世代に継承されることで、地域産業の再生と地域社会の活性化を実現することにある。</p>
600/600字	

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	1000/1000字
<p>日本の地域産業を支えてきた中小こうばは、いま存続の危機に直面している。少子高齢化による生産年齢人口の減少が進み、製造業の現場では慢性的な人手不足が常態化している。特に若手人材の確保・育成・定着は深刻で、熟練技術者の高齢化と後継者不足が重なり、長年培われた技能や文化が継承されないまま失われつつある。こうした状況は地域経済の基盤を揺るがすだけでなく、地域コミュニティの衰退にもつながり、全国の中小製造業集積地域が共通して抱える社会的課題である。</p> <p>一方で、都市部では価値観の多様化が進み、東京圏在住の20～30代の約半数が「地方移住に関心がある」と回答するなど、地域や人との温かなつながりを求める若者が増えている。しかし「地方で働きたい」という想いが実際の就職・移住に結びついていない。背景には、地域企業と都市部の若者をつなぐ情報・接点の不足、地方企業の発信力の弱さ、そして“働きながら暮らす”環境整備の遅れがある。結果として、都市部への一極集中が続き、地方では人口流出と産業空洞化が進んでいる。</p> <p>このような人材・情報・機会の偏在は、地域経済の循環にも深刻な影響を及ぼす。働き手の不足によって企業の生産性は低下し、地域全体の経済が縮小する悪循環に陥っている。若者の不在は、単なる労働力の問題ではなく、地域の担い手やコミュニティを支える世代の空洞化を意味する。ものづくりの技術や文化は人との関係性の中で受け継がれるものであり、人材の流出はその根幹を揺るがす。</p> <p>こうした課題に対しては、都市部の若者と地方企業をつなぎ、“働きながら暮らす”という新たなキャリアの形を提示する仕組みが必要である。単なる雇用マッチングではなく、地域で働く魅力を発信し、若者が地域に関わりながら成長できる環境を整えることが、地域活性化の第一歩となる。若者が地域に根づき、企業とともに成長していくサイクルを生み出すことが、人口減少社会における持続可能な地域づくりにつながる。</p> <p>この問題は、雇用や教育だけでなく「地域活性化」そのものに直結する。地域に働く人が増えることで経済が循環し、商業・教育・文化などへ波及効果が生まれる。中小こうばの再生は、地域の誇りを取り戻し、人が暮らし支え合う社会の再構築につながる。都市と地方の人材循環を促進し、ものづくりを通じて地域の持続的な活力を生み出すことこそ、いま日本が取り組むべき最重要課題である。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	197/200字
<p>行政では、経済産業省や厚生労働省を中心に「中小企業人材確保支援事業」「地方創生人材支援制度」などを通じ、地域産業の人材確保・育成を推進している。また、自治体レベルでも移住・定住促進、地域おこし協力隊、産学官連携によるキャリア教育などが広がっている。しかし、これらの取組は自治体ごとに分散しており、地域横断的な人材循環の仕組みや、都市部の若者を地方企業に結びつける機能は十分に整備されていない。</p>	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	193/200字
<p>地域の中小製造業が“人事部を持ち寄る”仕組みで、採用・育成・定着を地域全体で支援している。学生と経営者が語り合う「就活BAR」や大学出張ワークショップ、若手社員をつなぐ「地域同期会」などを企画・運営。令和4年度・6年度に経済産業省補助金事業に採択され、延べ1,000名以上の学生と地域企業の出会いを創出した。企業の採用力強化と若者の地域定着を同時に実現する中間支援モデルを確立している。</p>	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	194/200字
<p>行政施策や民間支援だけでは解決が難しい、地域の人材不足と若者流出の課題に対し、休眠預金制度を活用して、官民・大学・企業・地域住民をつなぐ中間支援ネットワークを全国規模で構築する。各地域の実行団体を伴走支援し、採用・育成・定着の成功モデルを地域ごとに実証・共有。現場企業への継続支援を通じて地域経済を再生し、都市と地方の人材循環を促進することで、地方創生と地域コミュニティの活性化を実現する</p>	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム

事業終了後5年後には、資金分配団体である株式会社タカヨシジャパンが構築したTOKYO BASEを起点とする人材循環により、全国10地域以上で「地域版こうばの人事部」が自立・自走し、持続的な地域活性化が実現している。都市部からの若者移住・定着により地域の雇用創出と人口増加が進み、製造業を核とした経済循環が活性化。若者の消費・起業・交流により商店街・サービス業への波及効果生まれ、税収増加を実現している。移住者と地元住民の多世代交流により新しいコミュニティが形成され、地域の誇りとアイデンティティが復活。こうばを中心とした産業クラスター形成により、技術継承に加えて新商品開発・共同受注・ブランド化が進展し、「ものづくりのまち」として全国から注目される地域が複数誕生している。行政・大学・商工団体・住民が協働する「共創型地域運営」が定着し、この成功モデルが他地域に波及することで、日本全体の地方創生と地域間格差解消に貢献している。

団体の要請により、「当団体オリジナルのアイデアが含まれる」ため非公開とした。(JANPIA)

(2)-1 短期アウトカム (資金支援) ※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
①TOKYO BASEで地方マッチングイベント開催		イベント数・参加者数・満足度	TOKYO BASEでの活動なし				
②地方企業との採用・移住マッチング創出		採用数・移住支援制度活用数	実績なし				
③採用者がLOCAL BASEで研修・定着を開始		研修数・参加率	研修体制なし				
④「地域人事部ネットワーク」の形成		加盟企業数・会議回数	企業連携なし				
⑤若手社員交流・定着促進の仕組み構築		交流会数・参加者・離職率	しくみなし				
⑥行政・商工団体・大学との連携構築		連携協定締結数・地域協働会議数	協定なし				
⑦移住者が地域に定着し第二の故郷を形成		定住率・生活満足度	定住率・生活満足度 (地域により異なる)				
⑧若者と企業が共創する地域イベント		共創イベント数・参加者数・協働機関数	地域単独イベントのみ				

(2)-2 短期アウトカム (非資金的支援) ※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
----------------------------------	--------	----	------	----------	------	------------	------------

①「ものづくり広場」共創コミュニティの構築 [Redacted]	参画地域数・登録団体数・アクセス数	プラットフォームなし	[Redacted]	89/100字
② LOCAL BASE担当者の情報発信力・広報力の向上。 [Redacted]	研修実施回数・参加者数・発信件数	データ共有なし	[Redacted]	85/100字
③ 行政・大学・商工団体との官民学連携体制が確立 [Redacted]	協定締結数・会議開催数	伴走支援なし	[Redacted]	94/100字
④ 若者と企業が共創する地域イベントが定着 [Redacted]	イベント数・参加者数・協働機関数	単独イベントのみ	[Redacted]	100/100字
⑤ 移住・関係人口が拡大 [Redacted]	面談数・ツアー実施数・関係人口数	関係人口形成施策なし	[Redacted]	100/100字
⑥ 各地域の取組が可視化、全国へ波及する仕組みを確立 [Redacted]	成功事例数・他地域波及件数・共同発信件数	波及事例なし	[Redacted]	83/100字

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
④TOKYO BASEで地方マッチングイベント開催 活動①：企画準備・参加企業の募集 [Redacted]	2026年10月～2か月に1回	170/200字
④TOKYO BASEで地方マッチングイベント開催 活動②：イベント実施・交流促進 [Redacted]	2026年10月～2か月に1回	153/200字

<p>①TOKYO BASEで地方マッチングイベント開催 活動③：成果共有・次回イベントへの改善</p> <p>[Redacted]</p>	<p>2026年10月～2か月に1回</p>	<p>153/200字</p>
<p>② 地方企業との採用・移住マッチング創出 活動①：地方企業と移住支援制度の活用準備</p> <p>[Redacted]</p>	<p>2026年5月～</p>	<p>149/200字</p>
<p>② 地方企業との採用・移住マッチング創出 活動②：採用説明会・移住キャリア相談会の開催</p> <p>[Redacted]</p>	<p>2026年10月～2か月に1回</p>	<p>165/200字</p>
<p>② 地方企業との採用・移住マッチング創出 活動③：イベント後のフォローアップ</p> <p>[Redacted]</p>	<p>2026年10月～ イベント終了後すぐ</p>	<p>200/200字</p>
<p>③ 採用者がLOCAL BASEで研修・定着を開始 活動①：受入体制の整備と研修設計</p> <p>[Redacted]</p>	<p>2027年1月～4か月に1回</p>	<p>164/200字</p>
<p>③ 採用者がLOCAL BASEで研修・定着を開始 活動②：研修・地域同期会の実施</p> <p>[Redacted]</p>	<p>2027年1月～4か月に1回</p>	<p>164/200字</p>
<p>③ 採用者がLOCAL BASEで研修・定着を開始 活動③：研修成果の共有とフォローアップ</p> <p>[Redacted]</p>	<p>2027年1月～4か月に1回</p>	<p>165/200字</p>
<p>④ 「地域人事部ネットワーク」の形成 活動①：企業ネットワークの形成と運営体制整備</p> <p>[Redacted]</p>	<p>2026年6月～3か月に1回</p>	<p>156/200字</p>
<p>④ 「地域人事部ネットワーク」の形成 活動②：共同研修・人材育成プログラムの実施</p> <p>[Redacted]</p>	<p>2026年6月～3か月に1回</p>	<p>156/200字</p>

<p>④ 「地域人事部ネットワーク」の形成 活動③：情報発信と地域ブランドの確立</p> <p>[Redacted]</p>	<p>2026年6月～3か月に1回</p>	<p>155/200字</p>
<p>⑤ 若手社員交流・定着促進の仕組み構築 活動①：地域人事部ネットワークと連携した若手社員組織づくり</p> <p>[Redacted]</p>	<p>2027年1月～3か月に1回</p>	<p>172/200字</p>
<p>⑤ 若手社員交流・定着促進の仕組み構築 活動②：交流イベント・おせっかい会の開催</p> <p>[Redacted]</p>	<p>2027年1月～3か月に1回</p>	<p>156/200字</p>
<p>⑤ 若手社員交流・定着促進の仕組み構築 活動③：定着状況のフォローと成果共有</p> <p>[Redacted]</p>	<p>2027年1月～3か月に1回</p>	<p>155/200字</p>
<p>⑥ 行政・商工団体・大学との連携構築 活動①：官民連携体制の構築</p> <p>[Redacted]</p>		<p>145/200字</p>
<p>⑥ 行政・商工団体・大学との連携構築 活動②：協議会設置とモデル事業の実施</p> <p>[Redacted]</p>		<p>128/200字</p>
<p>⑥ 行政・商工団体・大学との連携構築 活動③：運営支援と仕組み化</p> <p>[Redacted]</p>		<p>113/200字</p>
<p>⑦：移住者が地域に定着し第二の故郷を形成 活動①：移住後フォロー体制の整備</p> <p>[Redacted]</p>		<p>123/200字</p>
<p>⑦：移住者が地域に定着し第二の故郷を形成 活動②：地域コミュニティ・交流促進</p> <p>[Redacted]</p>		<p>111/200字</p>

<p>⑦：移住者が地域に定着し第二の故郷を形成 活動③：生活・定着支援プログラムの運営</p> <p>[Redacted]</p>		143/200字
<p>⑧若者と企業が共創する地域イベントの定着 活動①：共創イベントの企画・運営（地域発）</p> <p>[Redacted]</p>		163/200字
<p>⑧若者と企業が共創する地域イベントの定着 活動②：官学産連携による広域巻き込み（共働体制づくり）</p> <p>[Redacted]</p>		164/200字
<p>⑧若者と企業が共創する地域イベントの定着 活動③：TOKYO BASEとの連携発信・モデル化支援（全国波及）</p> <p>[Redacted]</p>		161/200字
		0/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
④「ものづくり広場」共創コミュニティ構築 活動① 運営・技術体制の構築（組織基盤強化） [Redacted]		179/200字
④「ものづくり広場」共創コミュニティ構築 活動② 情報発信人材・地域編集チームの育成（組織基盤強化） [Redacted]		175/200字
④「ものづくり広場」共創コミュニティ構築 ③ 一般市民・移住希望者・家族が参加できる環境整備（環境整備） [Redacted]		164/200字
④「ものづくり広場」共創コミュニティ構築 ④ 官民・大学・商工団体との連携による共創発信（環境整備） [Redacted]		170/200字
④「ものづくり広場」共創コミュニティ構築 ⑤ コミュニティ機能の充実と相互交流（環境整備） [Redacted]		179/200字
② LOCAL BASEの情報発信力と運営体制の強化 活動①：広報・発信研修プログラムの実施（組織基盤強化） [Redacted]		198/200字
② LOCAL BASEの情報発信力と運営体制の強化 活動② 広報マニュアル・テンプレートの整備（組織基盤強化） [Redacted]		183/200字
② LOCAL BASEの情報発信力と運営体制の強化 活動③ 「地域広報アンバサダー」育成制度の導入（人的基盤強化） [Redacted]		196/200字

<p>② LOCAL BASEの情報発信力と運営体制が強化 活動④：情報共有・伴走支援ミーティングの定期開催（環境整備）</p> <p>[Redacted]</p>		191/200字
<p>③ 行政・大学・商工団体との官民学連携体制の確立 活動①：官民学連携推進チームの設置（組織基盤強化）</p> <p>[Redacted]</p>		184/200字
<p>③ 行政・大学・商工団体との官民学連携体制の確立 活動②：協定雛形・運営マニュアルの整備（組織基盤強化）</p> <p>[Redacted]</p>		172/200字
<p>③ 行政・大学・商工団体との官民学連携体制の確立 活動③：官民学連携会議の開催支援（環境整備）</p> <p>[Redacted]</p>		174/200字
<p>③ 行政・大学・商工団体との官民学連携体制の確立 活動④：地域間ネットワークの形成（環境整備）</p> <p>[Redacted]</p>		166/200字
<p>④ 若者と企業が共創する地域イベントが定着する 活動①：イベント運営体制・マニュアル整備（組織基盤強化）</p> <p>[Redacted]</p>		182/200字
<p>④ 若者と企業が共創する地域イベントが定着する 活動②：若者・企業・行政・大学の協働体制構築（組織基盤強化）</p> <p>[Redacted]</p>		170/200字
<p>④ 若者と企業が共創する地域イベントが定着する 活動③：地域アンバサダー育成と実践支援（人的基盤強化）</p> <p>[Redacted]</p>		164/200字
<p>④ 若者と企業が共創する地域イベントが定着する 活動④：地域共創イベントネットワーク形成（環境整備）</p> <p>[Redacted]</p>		160/200字

<p>⑤ 移住・関係人口が拡大し、地域とのつながりが生まれる 活動①：移住支援チームの設置と連携体制の構築（組織基盤強化）</p> <p>[Redacted]</p>		169/200字
<p>⑤ 移住・関係人口が拡大し、地域とのつながりが生まれる 活動②：関係人口データベースの整備と情報共有（組織基盤強化）</p> <p>[Redacted]</p>		180/200字
<p>⑤ 移住・関係人口が拡大し、地域とのつながりが生まれる 活動③：段階的な関係人口形成プログラムの実施（環境整備）</p> <p>[Redacted]</p>		147/200字
<p>⑤ 移住・関係人口が拡大し、地域とのつながりが生まれる 活動④：移住促進イベント・ツアーの共創（環境整備）</p> <p>[Redacted]</p>		145/200字
<p>⑤ 移住・関係人口が拡大し、地域とのつながりが生まれる 活動⑤：自治体との連携と移住支援制度の活用（環境整備）</p> <p>[Redacted]</p>		151/200字
<p>⑥ 各地域の取組が可視化され、全国へ波及する仕組みが確立する 活動①：成果情報の整理・標準化（組織基盤強化）</p> <p>[Redacted]</p>		166/200字
<p>⑥ 各地域の取組が可視化され、全国へ波及する仕組みが確立する 活動②：「ものづくりひろば」運営体制の確立（組織基盤強化）</p> <p>[Redacted]</p>		155/200字
<p>⑥ 各地域の取組が可視化され、全国へ波及する仕組みが確立する 活動③：全国横断型ワーキンググループの設置（環境整備）</p> <p>[Redacted]</p>		162/200字
<p>⑥ 各地域の取組が可視化され、全国へ波及する仕組みが確立する 活動④：Kouba Award・全国共有イベントの開催（環境整備）</p> <p>[Redacted]</p>		154/200字
		0/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	「ものづくりひろば」は、ものづくり地域と市民をつなぐオンラインコミュニティサイトとして、本事業の成果を全国に発信する。地域で働く魅力や移住者の実例、地域企業の挑戦を紹介することで、地方で暮らし働くことの価値を可視化。さらに、行政や大学、商工団体と連携し、地域の魅力発信と移住政策を一体的に推進。移住希望者が安心して地域に関われる仕組みを整え、関係人口の拡大と定着支援を図る。	187/200字
連携・対話戦略	本事業では、JANPIAおよび評価専門家との定例対話によりPDCAサイクルを確立し、の透明性と改善力を高める。自治体・商工団体・大学などと協定をむずび受入・住居・キャリア支援を一体化し、地域ぐるみで移住・定着を支援。実行団体間では月次の「学び合い会」を実施し、ノウハウ共有と横展開を促進する。さらに外部アドバイザー委員会を設置し、多様なステークホルダーとの対話を通じて客観性と持続性を担保する。	198/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

<p>資金分配団体</p>	<p>①資金調達 企業会費・研修受託・スポンサー協賛・コンサルティングなどを組み合わせた多層的収益構造を構築し、金融機関・民間財団・自治体との協働により継続的な資金循環を生み出す。また、地域金融機関と連携し、社会的インパクトを重視した融資や基金の設立も視野に入れる。</p> <p>②組織運営 中央本部（タカヨシジャパン）は全国統括・評価・広報を担い、各地域の「地域版こうばの人事部」は独立採算型で運営。TOKYO BASEをハブとして情報共有と合同研修を行い、相互支援型の全国ネットワークを構築する。</p> <p>③制度化・社会化 行政・大学・商工団体との協働を制度化し、地域人材支援を公的施策と接続。社会的インパクト評価を導入し、成果の見える化と改善サイクルを定着させる。</p> <p>④最終ビジョン こうばの魅力発信と人材循環の文化を地域に根づかせ、地域が自ら人を育て、企業と住民が協働して活性化を持続できる社会モデルを実現する。</p>	<p>396/400字</p>
<p>実行団体</p>	<p>① 担い手の育成 採択された実行団体（LOCAL BASE）を、地域に根ざした中間支援組織として育成する。行政・企業・住民をつなぐ民間公益活動の担い手として、研修や実践機会を通じてリーダー人材を育てる。</p> <p>② 資金調達環境の整備 移住促進を進める自治体や人材確保を図る企業と連携し、成果連動型報酬・顧問契約・スポンサー協賛などによる民間資金循環を確立する。</p> <p>③ 事業・組織の自走化 タカヨシジャパンが全国統括・評価・広報を担い、各LOCAL BASEが独立採算で運営。TOKYO BASEが運営する「ものづくりひろば」を活用し、知見共有とネットワーク形成を促進する。</p> <p>④ 持続的な仕組みの構築 地域の採用・育成・定着課題を民間主導で解決し、地域が自ら人を育て、支える循環型モデルを形成。</p> <p>⑤ 制度化・定着化 行政・大学・商工団体との協働を制度化し、公的施策と連動した持続的支援体制を確立する。</p>	<p>395/400字</p>

VII.関連する主な実績

<p>(1)助成事業の実績と成果</p> <p>「こうばの人事部」は、地域の中小製造業が“人事部を持ち寄る”という新しい仕組みで、採用・育成・定着を地域全体で支援するモデルとして、複数の公的補助金事業に採択されてきた。令和4年度には、経済産業省の「地域中小企業人材確保支援事業（若手人材確保プロジェクト実証補助金）」に株式会社タカヨシジャパンとして採択され、八尾市を中心に20社以上の町工場と連携。学生や若者が工場と直接出会う「就活BAR」や大学出張ワークショップを開催し、延べ1,000名以上が地域製造業の現場と人の魅力に触れた。企業の経営者自らが語り手となることで、学生との距離を縮め、“人からはじまる採用”という地域独自のモデルを築いた。これらの活動を通じ、令和4年度には2名が内定、2名がインターンとして参加し、実践的な成果を上げた。</p> <p>令和5年度は惜しくも不採択となったが、取組内容をさらに発展させ、若手社員の育成や右腕人材の発掘・定着に焦点を当てた活動を継続。地域企業と学生のつながりを絶やさず、3名の内定者と2名のインターンを輩出した。そして令和6年度には、経済産業省の「地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業（地域戦略人材確保等実証事業）」に再び採択。学生・企業・行政・大学をつなぐ地域コミュニティの形成を軸に、就活BARや地域同期会、若手社員向けセミナー、右腕人材育成プログラムなどを展開。地域ぐるみで人材の採用から定着までを支援する体制を構築し、同年度も2名の内定者と2名のインターンを生み出すなど、着実に成果を重ねている。</p> <p>こうばの人事部は、これら一連の取組を通じて、企業単独では難しかった採用・教育・定着支援を“地域単位”で実現する中間支援モデルを確立した。行政・大学・企業・市民が連携し、地域の若者が地元で働き続けられる仕組みとして高く評価された。</p>	<p>763/800字</p>
<p>(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等</p>	<p>800/800字</p>

「こうばの人事部」は、地域の中小製造業が“人事部を持ち寄る”という発想のもと、採用・育成・定着を地域全体で支える仕組みを構築してきた。2020年からは、行政・企業が協働してものづくり文化を発信するイベント「ファクトリズム」に参加。翌2021年からは事務局として運営に参画し、学生担当として「こうばの大学」を企画・実施した。学生と企業が共に広報や発信を学び、地域の製造業の魅力を社会に伝える実践型プログラムであり、行政が後援する中、市民と企業が主体的に運営する協働モデルとして高い評価を得ている。

また、同年には八尾市と地域企業が共同運営する“まちの実験場”「みせるばやお」で、チャレンジカフェ制度を活用し、「架け橋・Bridge Works」をオープン。本業は金属加工業でありながら、「ものづくりからまちを元気にする」という理念に共感し、地域に開かれたカフェ運営に挑戦した。みせるばやおは、理事の多くをものづくり企業が務める拠点であり、行政・大学・企業が交わる数多くのイベントが開催されている。その中で多様な人脈を築き、現在の「こうばの人事部」活動の土台が形成された。カフェでは、企業経営者と学生が気軽につながる「就活BAR」や、若手社員が地域の仲間と出会える「同期会」、地域の製造業のニーズに特化した「生産性向上セミナー」などを開催。地域の人材育成と関係づくりのハブとして機能し、社員同士が支え合える地域コミュニティの構築に寄与している。

さらに、2025年の大阪・関西万博では、シグネチャーパビリオン「いのちの遊び場クラゲ館」にて、全国70社の町工場と連携し、93回のワークショップを企画・運営。延べ32,500人が参加。「こうば」の魅力と創造力を国内外に発信した。これらの経験を通じて、行政・企業・大学・市民が垣根を越えて協働する地域人材育成モデルを実践的に確立し、全国への展開を目指している。

Ⅷ.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	5	
(2)実行団体のイメージ	募集する実行団体（LOCAL BASE）は、ものづくり産業の集積地を中心に、行政・企業・大学・住民をつなぐ地域密着型の中間支援組織を想定。商工会議所・地元金融機関・中小企業支援センター・NPO法人など、地域製造業と関わる団体を対象。採用・育成・定着を一体的に支援できる実践力を重視。民間主導で若者や移住者が「ものづくりを通じ働き・学び・暮らす」地域づくりに取り組む意欲ある団体を全国から募集。	196/200字
(3)1実行団体当り助成金額	本事業では、全国5地域の実行団体（LOCAL BASE）を想定し、1団体当たり年間1,000万円を助成する。主な用途は、事務局人件費、採用・定着支援イベントの開催費、若手社員交流会運営費、広報費、教育研修費等である。	108/200字
(4)案件発掘の工夫	これまでの活動、とくに大阪・関西万博でのワークショップに参加した地域をはじめ、既に連携実績のあるものづくり産業集積地を中心に展開する。まずは、モノづくりを通じた地域活性化に意欲を持つ地方自治体に対し、情報提供と説明会を実施し、実行団体候補の発掘を進める。さらに、TOKYO BASEや「ものづくりひろば」を通じて全国の関係団体へ広報し、連携希望地域の掘り起こしを図る。	184/200字

Ⅸ.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制・・・内部3名、外部2名 ・マネジメント体制・・・代表取締役（事業統括）1名 ・総務・経理体制・・・経理主担 1名 ※兼務 ・業務担当・・・WebとSNSの運営・管理 1名／ 製作（外部） 2名 ・PO体制・・・PO主担（公募、実行団体の伴走支援、評価、精算）1名 ・評価体制・・・ <p>※経理は、団体経理2年程度の経験または簿記を有する者を想定。 ※POは、今までにPOの実務経験が2年以上あるものを想定</p>				306/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
※資金分配団体用	1	新規採用人数 (予定も含む)	0	名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)
		既存PO人数	1		
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	本事業の実施にあたっては、理事会を中心とした運営体制を構築し、方針決定・事業進捗・会計処理を透明に管理する。外部有識者を含むアドバイザー委員会を設置し、事業の公平性と客観性を確保する。会計は外部監査を実施し、経理データをクラウド上で一元管理。個人情報保護方針、ハラスメント防止規程、利益相反防止ルールを整備し、法令遵守と説明責任を徹底する。				171/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし				

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/03/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	都市と地域をつなぐ人材循環による地域活性化モデル
	団体名	株式会社タカヨシジャパン

	助成金
事業費	174,598,700
実行団体への助成	150,000,000
管理的経費	24,598,700
プログラムオフィサー関連経費	22,198,500
評価関連経費	3,084,000
資金分配団体用	1,734,000
実行団体用	1,350,000
合計	199,881,200

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	553,300	59,481,800	57,281,800	57,281,800	174,598,700
実行団体への助成	0	50,000,000	50,000,000	50,000,000	150,000,000
-					
管理的経費	553,300	9,481,800	7,281,800	7,281,800	24,598,700

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	363,000	7,278,500	7,278,500	7,278,500	22,198,500
プログラム・オフィサー人件費等	355,000	4,970,000	4,970,000	4,970,000	15,265,000
その他経費	8,000	2,308,500	2,308,500	2,308,500	6,933,500

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	90,000	888,000	888,000	1,218,000	3,084,000
資金分配団体用	90,000	438,000	438,000	768,000	1,734,000
実行団体用	0	450,000	450,000	450,000	1,350,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	1,006,300	67,648,300	65,448,300	65,778,300	199,881,200

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	15,330,000	91.9%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、使途等）
2025年度	390,000	内部留保	A:確定済	役職員人件費
2026年度	4,980,000	内部留保	B:内諾済	役職員人件費
2027年度	4,980,000	内部留保	B:内諾済	役職員人件費
2028年度	4,980,000	内部留保	B:内諾済	役職員人件費

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	株式会社（有限会社を含む）	資金分配団体/活動支援団体
団体名	タカヨシジャパン		
郵便番号	581-0844		
都道府県	大阪府		
市区町村	八尾市福栄町1丁目		
番地等	19-1		
電話番号	072-999-0448		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	こうばの人事部HP : https://kouba.jobs/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	こうば就活HP : https://syukatsu.kouba.jobs/	
		タカヨシジャパンHP : https://takayoshi-japan.co.jp/	
		インスタ(就活BAR) : @shukatsubar	
		インスター(こうばの人事部) : @kobajobs_sayuri	
設立年月日	2018/10/01		
法人格取得年月日	2018/10/01		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	タカシマ サユリ
	氏名	高島 小百合
	役職	代表取締役
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	3
理事・取締役数 [人]	3
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	0
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	11
常勤職員・従業員数 [人]	9
有給 [人]	9
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	0
事務局体制の備考	10月に東京事務所を設立しました。それに伴い、常勤社員を1名、非常勤を1名合計2名採用予定です。

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	行っていない
----------------	--------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	1
申請前年度の助成総額 [円]	6,091,400円
助成した事業の実績内容	令和6年度「地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業（地域戦略人材獲得等実証事業）」において、「こうばの人事部」実証プロジェクトを実施。地域の製造業の採用・定着・発信力を高め、企業間の連携を強化。地域全体で人を育てる“地域の人事部”モデルを構築した。

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないか確認をお願いします。

事業名:	
団体名:	株式会社タカコシジャパン
過去の採択状況:	

記入箇所チェック	確認が必要です。C3～5セルのいずれかに未記入があります。
----------	-------------------------------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)

◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html

◎申請時までには整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。

◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。

◎以下の必須項目は、株式会社を想定したものです。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	確認が必要です。F列に未記入があるか、提出時期と整合していません(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)
------	---	--

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条件等
● 株主総会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	株式会社タカコシジャパン定款	
(2)招集権者		公募申請時に提出	株式会社タカコシジャパン定款	
(3)招集理由		公募申請時に提出	株式会社タカコシジャパン定款	
(4)招集手続		公募申請時に提出	株式会社タカコシジャパン定款	
(5)決議事項		公募申請時に提出	株式会社タカコシジャパン定款	
(6)決議(過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	株式会社タカコシジャパン定款	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	株式会社タカコシジャパン定款	
● 取締役の構成に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。				
(1)取締役の構成 「各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	取締役会を設置していないため提出不要		
(2)取締役の構成 「他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		取締役会を設置していないため提出不要		
● 取締役会の運営に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	取締役会を設置していないため提出不要		
(2)招集権者		取締役会を設置していないため提出不要		
(3)招集理由		取締役会を設置していないため提出不要		
(4)招集手続		取締役会を設置していないため提出不要		
(5)決議事項		取締役会を設置していないため提出不要		
(6)決議 (過半数が3分の2か)		取締役会を設置していないため提出不要		
(7)議事録の作成		取締役会を設置していないため提出不要		
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う」という内容を含んでいること		取締役会を設置していないため提出不要		
● 取締役の職務権限に関する規程				
【参考】JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出		
● 監査役・監査に関する規程				
監査役・監査の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監査役を設置していない場合は、株主総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定時株主総会議事録	
● 役員・報酬等に関する規程				
(1)役員(置いている場合)のみの報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出		

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定	
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント防止規定	
(6) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規定	
(7) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規定	
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反防止規程	
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、役職員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止規程	
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止規程	
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンスに関する規程	
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスに関する規程	
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスに関する規程	
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 職制		内定後1週間以内に提出		
(3) 職責		内定後1週間以内に提出		
(4) 事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3) 保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1～3の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、キャッシュフロー計算書 3. 取締役会、株主総会の議事録(休眠預金活用事業に係る部分)	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3) 緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4) 緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4) 勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5) 金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6) 収支予算		内定後1週間以内に提出		

(7)決算

内定後1週間以内に提出

株式会社タカヨシジャパン

定 款

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社タカヨシジャパン と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 産業機械並びに部品の製造、販売及び輸出入
2. 製品の開発、製造、請負、管理、販売及び輸出入
3. 照明器具及び機械器具部品の開発、製造、加工、請負、管理、販売及び輸出入
4. 邦人及び外国人の一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業及び有料職業紹介業
5. 人材採用、人材育成をはじめとする各種講演会、セミナー、研修、イベント等の企画及び開催
6. 人材採用、人材育成業務等の受託請負業
7. 職業適性及び能力の測定、評価サービス等の策定、提供事業
8. 前各号に関するコンサルティング事業
9. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府八尾市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(会社の機関)

第5条 当社は、次の機関を置く。

- (1) 株主総会
- (2) 取締役

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1万株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株式の売渡し請求)

第9条 当社は、当社の株式を相続、合併その他の一般承継により取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すよう請求することができる。

(株主割当てによる募集株式の発行)

第10条 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第199条第1項各号に掲げる募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載)

第11条 株式の取得により株主名簿記載事項の記載又は記録を請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。但し、譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その事由を証する書面も添付しなければならない。

(質権及び信託財産の記載)

第12条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを会社に提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第13条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数を支払わなければならない。

(基準日)

第14条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要がある場合は、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第15条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株主総会

(招集手続)

- 第16条 当社の株主総会は、定時株主総会及び臨時株主総会とし、定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集する。
 - 3 株主総会を招集するときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、会日の1週間前までにその通知を発する。

(招集手続きの省略)

- 第17条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができるすべての株主の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集手続きを経ることなく開催することができる。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主は、当社の議決権を行使することができる他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。
 - 3 株主又は代理人は前項の書面の提出に代えて、法令の定めるところにより当社の承認を得て、代理権を証する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。

(議長)

- 第19条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。代表取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議の方法)

- 第20条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(書面決議及び報告)

- 第21条 株主総会の決議の目的である事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
- 2 株主総会で株主に報告すべき事項について、取締役からその内容の通知があった場合において、すべての株主が書面又は電磁的記録によって当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき同意したときは、その事項につき総会における報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第22条 株主総会の議事については、その経過の要領並びに決議の内容を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印又は電子署名を行い、株主総会の日から10年間、当社本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数及び選任)

第23条 当社の取締役は1名以上とし、株主総会でこれを選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期が満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第25条 当社に取締役2名以上あるときは、取締役の互選により代表取締役1名を選定する。

- 2 代表取締役は社長とし、取締役が1名のときは当該取締役を社長とし、当社を代表する。

(報酬及び退職慰労金)

第26条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- 2 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第29条 本定款に記載のない事項は、会社法その他の法令に従うものとする。

以上、当社の現行定款に相違ない。

令和4年8月30日

大阪府八尾市福栄町一丁目19番地の1
株式会社タカヨシジャパン
代表取締役 高島小百合

受付のお知らせ

受付登記所 大阪法務局東大阪支局（登記所コード：1220）
 受付年月日 令和 4年 9月 6日
 受付番号 商業 - 受付 - 第6111号

上記受付年月日及び受付番号により次の登記の申請を受け付けました。

令和 4年 9月 6日 大阪法務局東大阪支局



株式会社変更登記申請書

会社法人等番号 株式会社 1220-01-032001
 商号 株式会社タカヨシジャパン
 本店 大阪府八尾市福栄町一丁目19番地の1
 登記の事由 目的変更
 登記すべき事項 別紙のとおり
 登録免許税額 金 30,000 円
 納付方法 電子納付
 添付書類 株主総会議事録 1通（送付）
 株主リスト 1通（送付）
 委任状 1通（送付）
 別送の有無 有
 印鑑届出の有無 無

上記のとおり登記を申請する。

令和4年9月6日
 申請人 大阪府八尾市福栄町一丁目19番地の1
 株式会社タカヨシジャパン

上記代理人 代表取締役 島小百合
 司法書士

宛先登記所 大阪法務局東大阪支局 御中
 登記所コード 1220

その他の申請書記載事項 (共同代理人及び書類送付先)
 司法書士
 (連絡先)
 司法書士

別紙（登記すべき事項）

- 「目的」
- 産業機械並びに部品の製造、販売及び輸出入
 - 製品の開発、製造、請負、管理、販売及び輸出入
 - 照明器具及び機械器具部品の開発、製造、加工、請負、管理、販売及び輸出入
 - 邦人及び外国人の一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業及び有料職業紹介業
 - 人材採用、人材育成をはじめとする各種講演会、セミナー、研修、イベント等の企画及び開催
 - 人材採用、人材育成業務等の受託請負業
 - 職業適性及び能力の測定、評価サービス等の策定、提供事業
 - 前各号に関するコンサルティング事業
 - 前各号に付帯関連する一切の事業
- 「原因年月日」令和4年8月30日変更